

自主防災会 規約（例）

（名称）

第1条 この会は、自主防災会（以下、「本会」という。）と称する。

（活動区域）

第2条 本会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の活動範囲は、地域内とする。
- (2) 災害時の活動拠点は、とする。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震時に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等の応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第5条 本会の会員は、第1条の地域内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 防災委員 6名
- (4) 班長・副班長 15名
- (5) 監事 1名
- (6) 事務局 1名

2 役員は、会員の互選による。ただし、「防災委員」は消防職員、消防団OBなどをもってその職にあてるにふさわしいものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 責務)

- 第7条 会長は、本会を代表し会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指示等を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を行う。また、各班の活動の指揮監督を行う。
 - 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動の専門分野に携わる。
 - 4 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営に当たるほか、班活動の指示を行う。
 - 5 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
ただし、特に、必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、会長が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、防災委員及び各班長によって構成される。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき議題に関する事項
 - (2) 総会により委任された事項
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めた事項

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他の組織等との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項に関すること。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合には、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。